

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 道路法施行令の一部改正

一 国土交通大臣が地方公共団体に代わって限度超過車両の通行許可に係る審査事務を行う場合の指定登録確認機関への委託等に関する道路法の規定の適用について、技術的読替えを定めるものとする。

(第一条の七第四項、第六項及び第八項関係)

二 国土交通大臣の権限のうち、指定登録確認機関の指定及び監督等に係る権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任しないものとする。

(第四十一条第二項関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。

第二 道路整備特別措置法施行令の一部改正

一 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、地方道路公社又は有料道路管理者が道路管理者に代わって限度超過車両の通行許可に係る審査事務を行う場合の指定登録確認機関への委託等に関する道路法の規定の適用について、技術的読替えを定めるものとする。

(第十五条及び第十六条関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第三 高速自動車国道法施行令の一部改正

一 高速自動車国道法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合の技術的読替えを定めるものとする事。

(第十二条関係)

二 その他所要の改正を行うものとする事。

第四 その他所要の改正を行うものとする事。

第五 附則

この政令は、道路法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（令和四年四月一日）から施行するものとする事。

(附則関係)